

明末清初期の諸史料にみえる燕王府Ⅱ西苑所在説の再検討

—— 明初の燕王府をめぐる諸問題補論 ——

新 宮 学

【キーワード】 燕王府 西苑 大内宮城 北京遷都

はじめに

明朝第三代の皇帝永楽帝は、靖難の役によって帝位を篡奪する以前、かつての元の大都（現在の北京）に燕王として封ぜられていた。その燕王府が置かれた位置については、太液池（現在の北海・中海）の西側か、東側かで論争が続いている。⁽¹⁾ 筆者は、北京遷都研究を進める必要から、『東洋史研究』六〇巻一号に「明初の燕王府をめぐる諸問題」（二〇〇一年六月、以下では「前稿」と略記）と題する論考を発表した。そこでは、明初に編纂された史料、なかでも『太祖実録』と高麗使節の燕王府関係記事という二つの方向からの検討によつて、燕王府が元朝の大都の蕭牆（明清の皇城に相当）内に置かれ、その宮城は太液池東側の元の大内宮城に置かれていたことを明らかにした（図 燕王府と秦王府参照）。この結論は、宮城の位置という点では、王璞子や王劍英らによつて主張された大内宮城所在説の驥尾に付したのものとなっている。ただ従来論争では、燕王府の宮城の位置のみが問題とされ、王府宮城と周垣の二重構造からなる燕王府の構造自体は意外に看過されてきた。筆者の二重構造

の理解に立てば、西苑部分も燕王府の周垣内に含まれていたわけ、通説の西苑説も一概には誤りと言えないことになる。

小論では、紙幅の関係から前稿で論及できなかった明末清初期に編纂された諸史料を再検討して燕王府Ⅱ西苑所在説の系譜とその定着した背景を考察し、前稿で提起した王府宮城と周垣の二重構造からなる燕王府理解を補説することにした。

一 燕王府Ⅱ西苑所在説の系譜

明初に編纂された史料で燕王府の所在地を明記しているのは、『明太祖実録』巻四七、洪武二年十二月丁卯の条である。前稿でも引用したが、再度掲げよう。

湖廣行省参政趙耀を改めて北平行省参政と爲す。耀は初め湖廣を授かる、既に辭して、復たここに留まる。ここに至り、上は耀嘗て徐達に従い元都を取り、その風土民情・邊事の緩急を習知せるを以て、改めて北平を授け、且つ王府の宮室を守護せしむ。既にして召し入れ、これに論して曰く、「聞くならく、北口子の

人の來りて歸附する者多し、と。汝宜しく速かに往くべし、その驍勇にして用うるべき者を選び兵と爲し、月ごとに米を給しこれに贍え、餘は悉くこれを臨清・東昌の地に處し、それをしりて失所せしむる母かれ。耀は因りて工部尚書張允の取りしところの北平宮室圖を奏進す。上はこれを覽じ、元の舊皇城基に依りて、王府を改造せしむ。耀は命を受けて即日辭して行く。

(改湖廣行省參政趙耀爲北平行省參政。耀初授湖廣、既辭、復留之。至是、上以耀嘗從徐達取元都、習知其風土民情・邊事緩急、改授北平、且俾守護王府宮室。既而召入、論之曰、「聞北口子人多來歸附者、汝宜速往、選其驍勇可用者爲兵、月給米贍之、餘悉處之臨清東昌之地、母令其失所。耀因奏進工部尚書張允所取北平宮室圖。上覽之、令依元舊皇城基、改造王府。耀受命即日辭行。)

これによれば、「元の旧皇城基」を王府に改造するという指示を洪武帝自身が出していたとある。ここにいる元の「皇城」が、後世とは異なり大内の宮殿を囲む宮城を指していたことは、すでに前稿で検討を加えたので、繰り返さない。

この実録の記事以外に、明初の史料で燕王府の所在地まで言及しているものは今のところ見あたらない。しかし、明代後半期になると、これに触れたものが現れるようになる。管見のかぎり最も早い例は、嘉靖三十六年(一五五七)の自序を有する高岱『鴻猷録』巻七、封國燕京の記事である。

成祖文皇帝は、太祖の第四子なり。洪武三年庚戌四月、太祖詔して諸皇子を封す。成祖は燕王に封じられ、燕京に國す、即

今の京師にして、舊北平布政使司たり。城池・宮殿は元の舊に仍り、惟だ瓦の色を易えるのみ。十一年十一月、諸王の宮城制式を定む。太祖曰く、「燕王宮殿は元の舊に仍るを除き、諸王府の營造、引きて以て式と爲すを得ざれ。」と。

(成祖文皇帝、太祖第四子。洪武三年庚戌四月、太祖詔封諸皇子、成祖封燕王、國燕京、即今京師、舊爲北平布政使司、城池・宮殿仍元舊、惟易瓦色。十一年十一月、定諸王宮城制式。太祖曰、除燕王宮殿仍元舊、諸王府營造、不得引以爲式。)

かつての北平に置かれた燕王府の城池や宮殿は「元の旧」により、瓦の色のみを変えたとしている。この記事は、おそらく、洪武六年五月の太祖の序を有する『祖訓録』、⁵⁾或いは、より広く流布した『皇明祖訓』の記述に依拠したものと思われるが、燕王府の所在地については、これらと同様に明確な記述を欠いている。

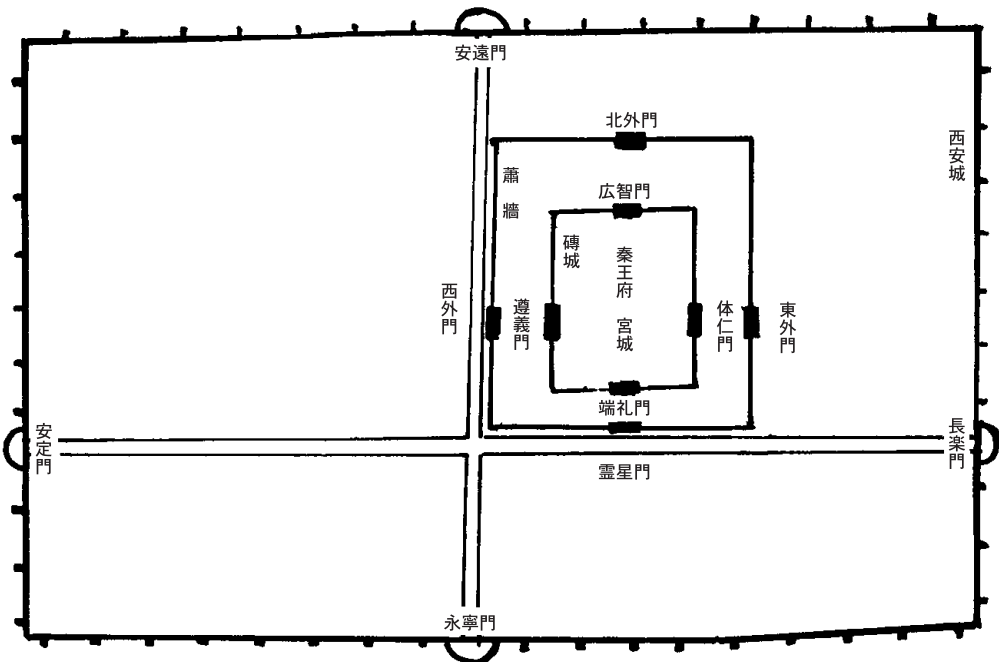
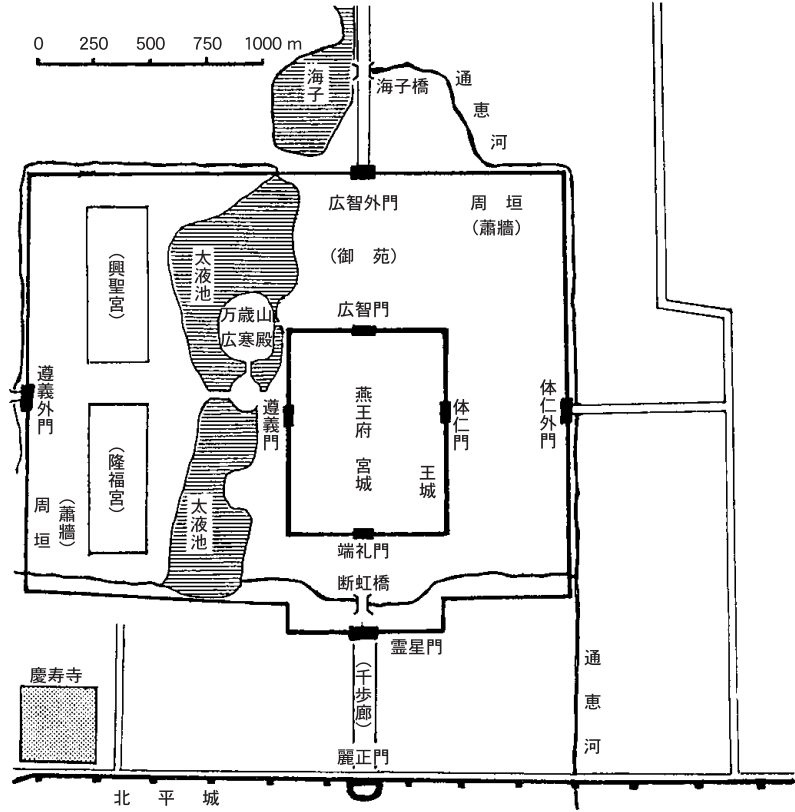
ところが、天啓二年(一六二二)跋刊の朱国禎『湧幢小品』巻四、宮城には、燕王府が「西苑」に置かれていたという明確な指摘が登場する。

文皇は初め燕に封ぜらる、元の故宮を以て府と爲す、即今の西苑なり。靖難ののち、その地に就いてまた奉天諸殿を建てる。十五年改めて大内を東に建て、舊宮を去ること一里ばかり、悉く南京の製の如くして弘敞これを過ぐ。即今の三殿の正朝大内なり。

(文皇初封於燕、以元故宮爲府、即今之西苑也。靖難後、就其地亦建奉天諸殿。十五年改建大内於東、去舊宮可一里、悉如南京之製而弘敞過之。即今之三殿正朝大内也。)

図 燕王府と秦王府

燕王府が置かれた北平城の下図には、侯仁之主編『北京歴史地図集』の「元大都」を、秦王府が置かれた西安城の下図には、史念海主編『西安歴史地図集』「明代西安府城図」を用いた。規模と構造を比較するため同一縮尺とした。



これによれば、燕王府は、元の故宮内の西苑に設けられたこと、靖難の役後にその地に奉天殿などを建てたこと、永樂十五年にその旧宮から東に一里のところに改建したのが、いまの大内（紫禁城）の三殿であるとしている。ただし、紫禁城建設以前に西苑に建てられた行在所の奉天殿についても触れているが、西宮（後述）とは明記されていない。

同じく朱国禎は、崇禎五年（一六三二）刊の『皇明史概』皇明大政記、卷九、存疑の中で、

文皇の邸を建てるは元の故宮に因る、即今の西苑なり、朝門を前に開く。元人は佛を重んじ、朝門外に大慈恩寺有り、即今の射所、東は灰廠と爲す、中に夾道有り、故に皇牆西南の一角獨り缺く。（中略）永樂十五年、海子の東に改建するは、今の正朝たり。

（文皇建邸、因元故宮、即今之西苑、開朝門于前。元人重佛、朝門外有大慈恩寺。即今之射所、東爲灰廠、中有夾道、故皇牆西南一角獨缺。文皇即故宮建奉天三殿受朝。海子水環于東南、汪洋極目、雜以古木樓殿、映映其間、宛似圖書。永樂十五年改建于海子之東、爲今正朝。）

と述べ、先の『湧幢小品』巻四で述べた内容と同様な理解を提示している。これに加えて西苑に置かれた燕王府の南には朝門（靈星門）が開けられ、朝門外には金代以来の慶寿寺（のちの大慈恩寺）が建てられていたことも新たに指摘している。

明・清兩朝に仕え北京の掌故に詳しかつた孫承澤も、清初順治（一六四四—一六一）刊の『春明夢餘錄』巻六、宮闕で、以下のように

記して朱国禎の記述をほぼ踏襲し、西苑説に立っている。

明太宗永樂十四年、車駕北京を巡幸す、因りて宮城を營建するを議す。初め、燕邸は元の故宮に因る、即今の西苑なり、朝門を前に開く。元人は佛を重んじ、朝門外に大慈恩寺有り、即今の射所、東は灰廠と爲す、中は夾道あり、故に皇牆西南の一角獨り缺く。太宗登極の後、故宮に即いて奉天殿を建て、以て巡幸受朝に備なう。十五年に至り皇城を東に改建し、舊宮を去ること一里ほどばかり。悉く金陵の制の如く、しかして弘敞これに過ぐ。

（明太宗永樂十四年、車駕巡幸北京、因議營建宮城。初、燕邸因元故宮、即今之西苑、開朝門於前。元人重佛、朝門外有大慈恩寺、即今之射所、東爲灰廠、中有夾道、故皇牆西南一角獨缺。太宗登極後、即故宮建奉天殿、以備巡幸受朝。至十五年改建皇城於東、去舊宮可一里許。悉如金陵之制、而弘敞過之。）

ところが、同じく孫承澤は同書同巻の「附載宮殿額名考」の末尾では、次のように附記している。

明洪武元年八月、大將軍徐達は指揮張煥を遣わし元の皇城を計度せしむ、周圍一千二十丈あり、宮城を拆燬す。二十二年に至り、太宗を封じて燕王と爲す、工部に命じて元の皇城舊基に府を建てしむ。その制、山川二壇は王城南の右に在り。王城四門、（中略）凡そ宮殿室屋を爲ること八百一十一間あり。

（明洪武元年八月、大將軍徐達遣指揮張煥計度元皇城、周圍一千二十丈、將宮殿拆燬。至二十二年、封太宗爲燕王、命工部於元皇城舊基建府。其制、山川二壇在王城南之右。王城四門、東曰

體仁、西曰遵義、南曰端禮、北曰廣智。門樓・廊廡二百七十二間。中曰承運殿、十一間、後爲圓殿、次曰存心殿、各九間。承運殿之兩廡爲左右二殿。自八間殿之後、前・中・後三宮、各九間、宮門兩廂等室九十九間。王城之外、周垣四門、其南曰靈星、餘三門同王城門名。周垣之内、堂庫等室一百三十八間。凡爲宮殿室屋八百一十一間。

この記事は、傍線部分に示したように、明らかに『太祖実録』卷三四、洪武元年八月癸巳の条、および卷一二七、洪武十二年十一月甲寅の条からの引用である。このことは、孫承澤が実録乃至はその抄録を見る機会があったことを示している。周知のごとく、明末になると、かつては宮中に秘蔵されていた実録がある程度閲覧できるようになり、その抄本も流布し始めていたからである。附言すれば、後者の卷一二七からの引用部分には、註(11)に「」で示した二十一字の欠落もふくまれている。

それはさておき、傍線を付していない部分は、孫承澤が新たに書き加えたものであるが、近年の研究によつて明らかにされているように、洪武初年に元の宮殿の取り壊しが行われたとする点は、重大な事実誤認がある。また二十二年に朱棣を燕王に封じ王府を建造したとする点は、繫年に誤りがある。前稿で考察を加えたように燕王府の建設は、洪武五年末から始まり、洪武十二年十一月には完成し、翌年の北平への就藩が実現しているからである。

さらに問題なのは、「元の皇城舊基」に燕王府を建てたという点である。ここにいる皇城とは、当然のことながら、引用史料前段の大將軍徐達が計測させた「元の皇城」を指している。とすれば、この

皇城は前稿で考察を加えたように、周囲三キロメートルあまりの大内宮城を意味することになり、同書卷六で西苑にあると説明にしていたにもかかわらず、ここでは燕王府Ⅱ大内宮城説に立つこととなる。孫承澤自身がこうした矛盾に気づくことなく不用意にこの部分を書き足しているのは、極めて問題と言わざるをえない。

とはいえ、老北京人ラオベijingrenの孫承澤がとなえた西苑説の影響力は大きく、後述する欽定『日下旧聞考』の素本を作った朱彝尊も、康熙二十七年(一六八八)序刊『日下旧聞』卷六、宮室四、明一の中で、『春明夢餘録』の西苑説をそのまま採用している。

さらに乾隆五十年代(一七八五く九四)に刊行された、近代以前における北京研究の集大成ともいえるべき『日下旧聞考』卷三三、宮室、明一の冒頭に附された按語には、

臣ら謹んで按ずるに、明初の燕邸は西宮の舊に仍る、即ち元の隆福・興聖諸宮址に當たり、太液池の西に在り。その後改めて都城を建つれば、則ち燕邸舊宮および太液池東の元の舊内、並に西苑の地と爲す、而して宮城は則ち徙りて又東す。

(臣等謹按、明初燕邸仍西宮之舊、當即元之隆福・興聖諸宮遺址、在太液池西。其後改建都城、則燕邸舊宮及太液池東之元舊内、並爲西苑地、而宮城則徙而又東。)

とあり、燕王府は西宮、すなわち元の隆福や興聖宮に置かれたと記している。これによつて燕王府Ⅱ西苑所在説は「定説」となった。一例を挙げれば、清朝考証学者として著名な趙翼もまた同様に西苑説を支持している。さらに、清末光緒年間に至り繆荃孫らによつて編纂された『順天府志』卷三、京師志、宮禁下に収める「明故宮考」

では、「明成祖初封於燕、其邸即元故宮。」と記した上で、「春明夢餘録六」と注記していることから孫承澤と同様に西苑説を採っていることは明らかである。

二 永楽帝の西宮と嘉靖年間の西苑再開

前節では、明代後半に至つて朱国禎によつて燕王府西苑所在説が唱えられて以降、この説が定着した過程を辿つてきた。ただし、朱国禎の『湧幢小品』がまとめられたのは万曆末年のことであり、靖難の役後に燕王が即位して北平を北京に昇格させ、燕王府が皇城に姿を変えた時点から数えても、二百年近く経過している。その所説も、具体的な根拠が提示されていたわけではなかった。

ところで、皇城の西苑、とりわけ太液池の西側部分は、永楽帝が北京遷都を断行するに先立ち「視朝之所」として西宮を建設した場所でもあった。

西宮を作る。初め、上は北京に至り、仍りて舊宮に御す。ここに及びて將に撤してこれを新たにせんとす。乃ち工部に命じて西宮を作り、視朝の所と爲さしむ。

(作西宮。初上至北京、仍御舊宮、及是將撤而新之。乃命工部作

西宮爲視朝之所。『明太宗実録』卷一七九、永楽十四年八月丁亥

この西宮は、北京巡幸中の永楽帝の視朝所として十四年八月に建設されたものである。帝は、巡幸の当初、洪武年間以来の燕王府(旧宮)を改造した行在所に滞在していた。遷都に向けてこれをいよいよ撤去し、新たに宮殿を建設する必要から一時的な視朝所として建てられたのが、西宮であった¹⁸⁾。西宮は、その後十五年四月に完成し

た。

西宮成る。其の制、中に奉天殿を爲る、殿の側に左右二殿を爲る。奉天の南に奉天門を爲り、左右に東西角門を爲る。奉天門の南に午門を爲り、午門の南に承天門を爲る。奉天殿の北に後殿・涼殿・暖殿、および仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮有り、凡そ屋を爲ること千六百三十餘楹なり。

(西宮成。其制中爲奉天殿、殿之側爲左右二殿。奉天門之南爲奉天門、左右爲東西角門。奉天之南爲午門、午門之南爲承天門。奉天殿之北有後殿・涼殿・暖殿、及仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮、凡爲屋千六百三十餘楹。『明太宗実録』卷一八七、永楽十五年四月癸未)

西宮には、奉天殿とその左右二殿(おそらく文華殿・武英殿)を中心に、南側に奉天門と東・西角門のほか、午門と承天門が配され、北側には後殿・涼殿・暖殿のほか、仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春宮などが配されていた。西宮の宮殿の名称と配置は、洪武十年十月に改築された南京の大内宮城に準じたものであった¹⁹⁾。これ以後永楽十八年末に太液池の東側に新しい宮殿(紫禁城)が完成するまで、西宮は第三次北京巡幸期間の三年ほど用いられた。しかし、遷都後、皇帝が大内紫禁城に居を移すと、爵位を奪われた漢王や廃位された景泰帝、さらには成化帝の廢后呉氏の幽閉の場となり、あまり省みられることはなくなった²⁰⁾。

しかし嘉靖年代に入ると、俄然この地が注目を浴びるようになった。というのは、永楽帝と同様に外藩から即位した嘉靖帝が、大内乾清宮での生活を嫌つて西苑に滞在するようになり、この地の再開

発を集中的に進めたからである。万曆三十四年の序を有する沈徳符の『万曆野獲編』²¹卷二、列朝、「齋宮」には、そのことを以下のよう
に簡潔に記している。

西苑の宮殿は十年辛卯より漸く興り、以て壬戌に至るまで凡
そ三十餘年、その間創造輟まず、名號すでに書くに勝えず。

（西苑宮殿自十年辛卯漸興、以至壬戌凡三十餘年、其間創造不輟、
名號已不勝書。）

西苑の地は、嘉靖十年（一五三二）以来、四十一年までに三十年あ
まりのあいだ増改築工事が絶えることなかったため、その名称を
一々列記できないとしている。この引用部分のあとには、四十一年
の万寿宮再建後に建設された宮殿の一部を掲げている。

さらに、沈徳符はこれに続けて、嘉靖帝がこの地に注目した理由
を次のように説明している。

蓋し、この地は文皇帝の潜邸舊宮たり。因りて入り大位を紹ぐ。
且つ永樂より以来、升遐を論ずるなく、即い嬪御も一りとして
ここに告殞する者無し、故に上意えらく吉地と爲してここに
安んず。禁籞の初起するや、命名して仁壽殿と爲す。

（蓋茲地爲文皇帝潜邸舊宮、因而入紹大位。且自永樂以来、無論
升遐、即嬪御無一告殞於此者、故上意爲吉地而安之。禁籞初起、命
名爲仁壽殿。）

この地は、永樂帝の「潜邸旧宮」すなわち即位以前の燕王時代の宮
殿であり、ここから南京の宮中に入り帝位を嗣いだこと、永樂年間
以来、皇帝はもちろん側室でさえ一人としてここで亡くなった者が
いないことから、帝は縁起のよい場所として見なしてここに安住す

るようになったと推察している。禁苑は最初、仁壽殿（宮）²²と命名
された。

嘉靖二十一年十月、大内の乾清宮で宮女楊金英らが就寝中の皇帝
の殺害を謀るといふ未曾有の事件、いわゆる「宮闈の変」が起きた。帝
は一命を取り留めたものの、これ以来二十年ほど大内を嫌って西苑
の地に移り住み、乾清宮に戻ることはなかった。皮肉なことに、「吉
地」と見なした嘉靖帝自身がここで危篤状態となり、瀕死の帝は急
ぎ乾清宮に戻されて、その日のうちに最期を迎えることになった。²³
あと嗣いだ隆慶帝の時代になると、西苑の諸宮殿の取り壊しが議論
されたものの、結局は扁額を撤去したに過ぎなかった。²⁵

さて、『万曆野獲編』の著者沈徳符も、前節でみた明末清初の諸史
料に先立つて、西苑の地は燕王府の宮殿であったとしていた。実は、
沈徳符以前にも西苑を永樂帝の「潜邸」とする史料が存在している。
李黙の『群玉楼稿』卷三に収める「西内前記」である。この史料は、
再開発が盛んに行われていた嘉靖十年代の西苑の様子を伝える貴重
なものである。

当時吏部郎中の地位にあった李黙は、太史程敷（子舜）に西内
（西苑）の景勝は宮中以外では見られない素晴らしいものだと言われ、
一度こっそり見物に出かけることを約束した。嘉靖十年六月十六日
の非番の日に、礼部儀制郎中陸銓らと一行五人で出かけ、馬を下り
て西安門から入り太液池西側の南部を中心に巡っている。

順路の概略は、以下のとおりであった。まず西苑内門に至ると、
天子がちょうどお出ましになるのところであったので、急ぎ避けて
仁壽宮の北門から入った。北側の空き地には新たに築かれたばかり

親蚕壇殿²⁷があつた。仁寿宮の正殿に達すると、大工や左官などの工匠が集まり、忙しく工事に取つかかっていた。殿の東西には、永寿や万春の諸宮が配され、正面南の仁寿宮門外の西南数歩のところ、神祇壇が築かれていた。東北の無逸殿とその南の幽風亭を見ながら南行し、省耕亭を過ぎて昭光殿（のちの大光明殿）や兔兎山を遠望した。さらに、太液地の東側の西苑門を眺めながら北行して東に釣魚台を望み、内教場を出て石橋（玉河橋）に立つたのち、西に行き惜薪司をへて再び西安門から出てきた。

興味深いのは、その途中で工部郎中の甘為霖を仁寿宮の直廬（宿直室）を訪ねると、出迎えた甘為霖が、また仁寿宮の道の道を出たところで指さしながら「ここが文皇帝の潜邸ですよ」と述べた点である²⁸。その珍羞宮を啓くと、そこには嘉靖帝の御書や亭殿の題額が收藏されており、しばらくの間、これらをつつしんで拝観したとある。

甘為霖は、嘉靖二年の進士であり、工部郎中として南郊の天壇などの工事を監督し、十年七月太僕寺少卿に昇進した²⁹。李黙が訪れた当時、甘為霖は工部の官僚として仁寿宮の改修を任されていた。直接工事に関わっていた甘為霖から、李黙は西苑仁寿宮のあたりがかつての永楽帝の潜邸であつたという説明を受けていたことになる。ただし、仁寿宮の「珍羞宮」には、その当時嘉靖帝の御書や亭殿の題額が収められているだけで、永楽帝の潜邸を裏付ける遺品が残されてきたというわけではなかった。とはいえ、李黙が「西内前記」をまとめたのは、西苑に潜入した直後の嘉靖十年ころと時期的に早いことから、燕王府Ⅱ西苑所在説の濫觴と考えられる。

この仁寿宮のあたりが初めて整備されたのは、元の世祖クビライの長子で燕王の地位から至元十年（一二七三）皇太子に封じられた真金のための隆福宮が建設された時点まで遡ることができる³⁰。王璞子がすでに指摘しているように、あるいはこのことが明の燕王府と混同された理由とも考えられるが、今となっては確かめようもない³¹。

三 嘉靖帝の西苑万寿宮移居

前節では、沈徳符や李黙が残した記述をもとに、西苑の仁寿宮が永楽帝の「潜邸旧宮」と理解されてきたことを紹介した。ところが、西苑地区の再開発が集中して行われた嘉靖年代の基本資料である『世宗実録』には、従来あまり注目されなかったものの、これと異なつた記述が数多く載せられている。例えば、『明世宗実録』巻一二九、嘉靖十年八月丁未の条には、

上 無逸殿の東室に御して曰く、「西苑の宮室はこれ朕の文祖の御たり。近ごろ修葺して告成す。殿中において皇祖の位を設けこれを祭告せんと欲す」と。（尚書李）時曰く、「仁壽殿久しく已に廢圮す。皇上には一旦整飾し、皇祖を追慕せられ、祭告の禮を行い、益ます聖孝を見わす」と。

（上、御無逸殿之東室曰、西苑宮室是朕文祖之御。近修葺告成、欲於殿中設皇祖之位祭告之。（尚書李）時曰、仁壽殿久已廢圮。皇上一旦整飾、追慕皇祖、行祭告之禮、益見聖孝。）

とある。改修が終わつたばかりの西苑内の無逸殿の東室に御した嘉靖帝が、礼部尚書李時らに対して、西苑の宮室はもともと永楽帝が臨御したゆかりの地であることから、仁寿殿（宮）内に皇祖の神位

を設けて祭告したいと述べたことを記している。嘉靖帝の永楽帝に對する尊崇ぶりを窺える点でも興味ぶかいエピソードであるが、ここでは、嘉靖帝が、西苑を燕王時代の王府としてではなく、永楽帝が北京に巡幸した際の行在所、すなわち前述した「西宮」として理解している点に注目したい。

また同じく卷五〇三、嘉靖四十年十一月辛亥の条にも、

萬壽宮災す。上は暫く玉熙宮に御す。萬壽宮は西苑にあり、もと成祖文皇帝の舊宮なり。壬寅宮闈の變より、上即ちここに移り御し、復た大内に居せず。この夜火作り、禁衛皆救うに及ばず、乘輿服御および先世寶物ごとく燬つ。上は乃ち禮部に諭して曰く、「朕 皇祖の初宮に御すること二十餘祀、大變に恩を蒙り、久しく玄事に安んず。ここに洪庇を荷ない、益ます眷祐に感ず。(下略)」と。

(萬壽宮災。上暫御玉熙宮。萬壽宮在西苑、本成祖文皇帝舊宮也。

自壬寅宮闈之變、上即移御於此、不復居大内。是夜火作、禁衛皆不及救、乘輿服御及先世寶物盡燬。上乃諭禮部曰、朕御皇祖初宮二十餘祀、大變蒙恩、久安玄事。茲荷洪庇、益感眷祐。(下略)

とある。ここでは、四十年十一月に火災を被った西苑の万寿宮(その前身は仁寿宮)は、もともと永楽帝の旧宮であったと説明している。嘉靖帝自身も、この地を「皇祖の初宮」と述べ、永楽帝の最初の宮殿であつたことに注目している。

実録以外でも、嘉靖帝に寵用され二十二年に武英殿大学士となり、日夜西苑板房に当直した嚴嵩が、「万寿宮頌有序」の中でこのことに

言及している。まず序で、

維^{おも}うに、この宮は乃ち我が成祖文皇帝の基命肇興の地たり。舊名は仁壽と曰い、皇上ここに臨御せらるること、既に數載を閱たり。

(維是宮乃我成祖文皇帝基命肇興之地。舊名曰仁壽、皇上臨御于茲、既閱數載。嘉靖二十四年刻增修本『鈐山堂集』卷一八、頌)

と述べ、かつて仁寿宮と呼ばれていた万寿宮は、永楽帝が天命をうけて初めて興起した場所と説明する。これに続く頌では、北京に都を建設した王朝の大いなる基礎を開いた永楽帝の肇跡の地がこの万寿宮であり、それから九代を数えて嘉靖帝が再びここを宮殿とするようになったことを讃えている。

洪いに惟みるに、我が成祖文皇帝は、都を燕冀に建て、ここに丕^{おほ}いなる基を啓き、綏來を征服し、碁^{きわ}めて天聲を隆んにし、以て天に際して不冒し、地を亘して砥屬するを致す。その肇跡の地を稽みるに、實にこれこの宮なり。九葉龍興し、恭しく我が皇上に遇えり。

(洪惟我成祖文皇帝建都燕冀、適啓不基、征服綏來、碁隆天聲、以致際天不冒、亘地砥屬。稽其肇跡之地、實惟茲宮焉。九葉龍興、恭遇我皇上。)

また、嘉靖八年己丑科で第一甲第二名に擢じられ翰林院編修となつた程文徳も、『程文恭公遺稿』卷二七「西苑和韻」の中で、「登臨するも敢えて謂わん宸遊樂と、開創は猶ほ瞻る文祖の居を(登臨敢謂宸遊樂、開創猶瞻文祖居。)」と詠い、西苑の創建は、永楽帝の居宮に始まるとしている。因みに、この和韻が作られたのは、西苑の工事が完成した嘉靖十年十二月のころであろう。

以上に挙げた史料から、西苑は嘉靖帝はもちろん帝の側近くに仕える内閣大学士や翰林院の官によって、永楽帝の西宮の所在地として認識されていたことが明らかとなった。嘉靖年間に入つて、西苑がかつて永楽帝の臨御した宮殿であることがことさら強調されるようになったのは、大内乾清宮を嫌つて西苑に移り住んだ嘉靖帝の行動を正当化するねらいがあつたとも考えられなくもない。とはいへ、「宮闈の変」後に西苑に居を移す以前の嘉靖十年代からこうした指摘がなされており、西苑はこの時期に集中して進められた再開発の当初から、永楽帝の潜邸としてではなく西宮として認識されていたのである。

おわりに

小論で明らかにしたように、西苑の再開発が盛んに行われた嘉靖年間、西苑に居を移した嘉靖帝やそこに当直した内閣大学士嚴嵩などには、西苑の地は巡幸中の永楽帝が視朝所「西宮」を置いた場所であると知られていた。にもかかわらず、在野で著された「野史」の類では、永楽帝の潜邸という理解が生まれ、これが踏襲されていた。清代になると、欽定の『日下旧聞考』にも収められ、こうした理解が定着した。³⁸⁾

ただ嘉靖年間に限つて言えば、この地が永楽帝の潜邸であつたという言及はあまり残されていない。むしろ万暦末年になつて、第一節で辿つたように朱国禎を初めとして西苑はむしろ燕王の潜邸とする言説が一般化する。その理由は、明らかではないが、一つには、大内紫禁城が完成する以前に永楽帝によつて十五年に西宮が建設さ

れたという事実自体、従来忘れ去られていたことが挙げられる。この点は、すでに第一節で見たように、明末清初の野史の中に西宮建設についての言及が全く見られないことから窺える。³⁹⁾野史とは言えないが、唯一の例外と言つてよいのが万暦『大明会典』である。同書卷一八一、工部一、營繕司清吏司一、營造一、内府には、

永楽十五年、西宮を北京に作る。中に奉天殿を爲り、殿の側に左右二殿を爲る。奉天殿の南に奉天門を爲り、左右に東西角門を爲る。奉天門の南に午門を爲り、午門の南に承天門を爲る。奉天殿の北に後殿・涼殿・暖殿および仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮あり〔割註〕今西城に在り。各殿門俱に別名に更む。

(永楽十五年、作西宮于北京。中爲奉天殿、殿之側爲左右二殿。奉天殿之南爲奉天門、左右爲東西角門。奉天門之南爲午門、午門之南爲承天門。奉天殿之北有後殿・涼殿・暖殿及仁壽・景福・仁和・萬春・永壽・長春等宮〔割註〕今在西城。各殿門俱更別名。)とある。「中爲奉天殿」以下、「長春等宮」までの本文は、明らかに前掲した『太宗実録』巻一八七、永楽十五年四月癸未の条を踏襲したものである。興味深いのは、この西宮建設の記事が、正徳『大明会典』巻一四七、工部一、營造一、内府造作には収められていない点である。正徳四年十二月に完成した会典の改訂作業は、嘉靖八年に始まり二十八年に一旦終了したが、刊行されなかった。万暦四年に内閣大学士張居正らに重修が命じられ、最終的に刊行されるのは十五年二月のことである。⁴⁰⁾正徳会典の改訂作業が始まつた時期は、まさに嘉靖帝が西苑の再開発に着手した時期とも重なっている。こ

のため、『太宗実録』に載せる西宮建設の事実が注目され、改訂された万曆会典には新たに載せられることになったのであろう。

これに対して、在野では実録を閲覧利用することはまだ容易ではなかったために、『太宗実録』に載せる永楽帝の西宮建設の事実は十分に知られることなく、西苑の地が永楽帝の即位前の潜邸という誤解が踏襲されたのであろう。

嘉靖年間には、永楽帝の廟号「太宗」を「成祖」と変更したことに示されるように、永楽帝への関心が高まった時代であった。^①この変更は、いわゆる「大礼」問題の中で、嘉靖帝が実父献皇帝に対し「睿宗」の廟号を贈る措置とともに行われたものであるが、前述したような帝自身の永楽帝に対する特別な尊崇とも密接に関係している。その一方で、この時期には、靖難の役からすでに百年を経過し、役に対するある種のタブー視が次第に弛んできた。とくに正徳年間以来、革除された建文朝に関する史料収集が進められるようになった。^②嘉靖に入ると、鄭曉・高岱・陳建らが在野の歴史家による野史の撰述が開始された。

しかしながら、在野では実録などに記載された情報のすべてを手に入れる機会はまだ限られていた。このため、歴朝の実録に記載された膨大な史料に裏付けられる「史実」と民間で書き残された「史実」との間には大きな隔たりがあった。こうした状況のもとで、西苑は永楽帝の西宮と潜邸という二つの異なった理解が流布し、時に混同される余地が残されていた。内藤湖南がとくに指摘したように、王世貞や焦竑らによって一変された明末の史学が実録による野史批判として着手されたのは、そのためにほかならない。

註

(1) 通説の燕王府が太液池の西側、明清時代の西苑に置かれていたとする研究（燕王府Ⅱ西苑所在説）として、朱傑『元大都宮殿図考』原刊一九三六年、北京古籍出版社重印、一九九〇年、同『明清兩代宮苑建置沿革図考』原刊一九四七年、北京古籍出版社重印、一九九〇年。中国社会科学院考古研究所編輯『明清北京城図』地図出版社、一九八六年の附表二「明北京城復原図建置資料表」。果鴻孝「明初燕王府址考」（北京市社会科学院歴史所編『北京史研究（一）』一九八六年。姜舜源「元明之際北京宮殿沿革考』『故宮博物院院刊』一九九一年四期。李燮平「燕王府所在地考析』『故宮博物院院刊』一九九一年一期などがある。

他方、太液池の東側、元代の大内宮城に置かれていたとする研究（燕王府Ⅱ大内宮城所在説）として、王璞子「燕王府与紫禁城』『故宮博物院院刊』一九七九年一期。王劍英「燕王府即元故宮旧内考』北京史研究会編『北京史論文集』第二集、一九八二年。王劍英・王紅「論從元大都到明北京的演變和發展——兼析有關記載的失實』『燕京學報（燕京研究院）新一期、一九九五年がある。

(2) 燕王府が、王府宮城と周垣の二重構造からなっていたことは、『明太祖実録』卷一二七、洪武十二年十一月甲寅の条に見える。「燕府營造詎工、繪圖以進。其制、社稷・山川二壇在王城南之右。王城四門、東曰體仁、西曰遵義、南曰端禮、北曰廣智。門樓・廊廡二百七十二間。中曰承運殿、十一間、後爲圓殿、次曰存心殿、各九間。承運殿之兩廡爲左右二殿。自存心・承運周迴兩廡至承運門、爲屋一百三十八間。殿之後爲前・中・後三宮、各九間、宮門兩廡等室九十九間。王城之外、周垣四門、其南曰靈星、餘三門同王城門名。周垣之内、堂庫等室一百三十八間。凡爲宮殿室屋八百一十一間。」

西安の秦王府も、同様に周垣約二・八キロメートルの磚城と周圍九里三分約五キロの蕭牆の二重構造であったことは、前稿一〇二頁の註(71)で指摘した（図 燕王府と秦王府、参照）。嘉靖『陝西通志』卷五、土地三、封建、皇明藩封・宮殿、「蕭牆、周九里三分。磚城、在靈星門内正北、周五里、城下有濠、引龍首渠水入。」そもそも、明清の西安城は周

圍約一三・八キ口であったから、秦王府だけで城内の約八分の一の面積を占めていたことになる。因みに、史念海主編『西安歴史地図集』西安地図出版社、一九九六年の「明代西安府城図（嘉靖二十一年）」は、こうした二重構造が図示されておらず、再検討の余地が残されている。

(3) 順治十五年（一六五八）の谷応泰の序を有する『明史紀事本末』巻一六、燕王起兵にも、「洪武」十一年冬十二月、定諸王宮城制式。太祖曰、除燕王宮殿仍元舊、諸王府營造、不得引以爲式。」と同様な記述があるが、おそらくこの『鴻猷録』を踏まえたものであろう。

(4) 瓦の色は、黄色から青色に変えられた。『明太祖實録』巻一〇三、洪武九年正月己未の条、正徳『大明會典』巻一四七、工部一、親王府制事例。

(5) 『祖訓録』營繕、「凡諸王宮室、並依已定格式起蓋、不許犯分。燕因元之舊有。」洪武二十八年に重訂改題して刊行された『皇明祖訓』も、この部分に関しては、『祖訓録』と全く同じである。

(6) 朱国禎は、湖州府烏程の人。万曆十七年の進士で、国子監祭酒に累官したが、病を理由に郷里に戻り、万曆年間のみ出仕しなかつた。『明史』巻二四〇、朱国禎伝。『湧幢小品』の跋文によれば、この間の万曆三十七年から天啓元年の間に執筆したとある。

(7) 慶寿寺は、その西南隅にある双塔に因んで双塔寺とも呼ばれた。西側の九層塔には、元代「佑聖国師」に封じられた海雲和尚が葬られていた。明代正統年間、太監王振により改修されて大興隆寺と名を改め、京師「第一叢林」と号した。嘉靖十四年に火災で焼失し、射所（のちの演象所）に改められた。双塔は、西長安街の拡張工事により、一九五四～五年にかけて取り壊された。『明英宗実録』巻一六三、正統十三年二月己未の条。蘇天鈞「燕京双塔寺慶寿寺与海雲和尚」『北京史研究（一）』一九八六年。

(8) 孫承澤については、『碑伝集』巻一〇、王崇簡「光祿大夫太子太保都察院右都御史吏部左侍郎孫公承澤行状」参照。

(9) 同じく孫承澤の康熙十年刊『天府広記』巻五、宮殿にも、同様な記事を附載しているが、元の旧宮殿の拆燬を洪武元年ではなく二十二年に

繋げている。「附載、燕王舊宮（中略）、至二十二年封太宗爲燕王、命工部於元皇城舊基建府、拆舊宮殿爲之。」

(10) 『明太祖實録』巻三四、洪武元年八月癸巳、「大將軍徐達遣指揮張煥計度故元皇城、周圍一千二十六丈。」

(11) 『明太祖實録』巻一二七、洪武十二年十一月甲寅、「燕府營造訖工、繪圖以進。其制、（社稷）山川二壇在王城南之右。王城四門、東曰體仁、西曰遵義、南曰端禮、北曰廣智。門樓・廊廡二百七十二間。中曰承運殿、十一間、後爲圓殿。次曰存心殿、各九間。承運殿之兩廡爲左右二殿。自（存心・承運）周迴兩廡至承運門爲屋一百三十」八間。殿之後（爲）前・中・後三宮、各九間、宮門兩廂等室九十九間。王城之外、周垣四門、其南曰靈星、餘三門同王城門名。周垣之内、堂庫等室一百三十八間。凡爲宮殿室屋八百一十一間。」

(12) 間野潛龍『明代文化史研究』第一章第五節「明実録の伝承」同朋舎、一九七九年。実録副本の作成が始まった嘉靖十三年以降、その抄録の一部が宮中外に流布するようになったと推定している。

(13) 王劍英「蕭洵《故宮遺録》考辨」『北京史研究（一）』一九八六年。および単士元「元宮毀于何時？」『故宮札記』紫禁城出版社、一九九〇年。

(14) 前稿八八～九四頁。

(15) この点は、すでに王璞子や王劍英も指摘している。註（一）前掲の王璞子「燕王府与紫禁城」七三頁、および王劍英「燕王府即元故宮旧内考」一八六頁。

(16) ただし『日下旧聞』の朱彝尊の自序（康熙二十七年）では、「若夫元之宮闕、以地度之、當在今安定門北。明初即南城故宮、以建燕邸、而非因大都之舊。蓋宮室城市、基凡數易。至琳宮梵舎之建置、沿其舊者十一、更額者十九。故老淪亡、遺書散佚、歷年愈久、陳跡愈不可得而尋矣。」と述べて、燕王府が金以来の中都城（南城）の故宮に置かれていたとするのは、元の大内宮城が安定門北側に位置したという指摘とともに理解したい。なお、金の中都城が大都城建設後も存在していたことは、渡辺健哉「元の大都南城について」『集刊東洋学』八二号、一九九九年に詳しい。

(17) 乾隆六十年の小引を有する趙翼『廿二史劄記』卷二七、明南北宮建には、「(帝京)景物略亦謂、燕邸因元故宮、即今之西苑、開朝門於前。永樂登極後、即故宮受朝。至十五年改建皇城於東、去舊宮里許。悉如金陵之制云云。是宮殿亦別建也。」とあり、劉侗『帝京景物略』からの引用としているが、王樹民『廿二史劄記校證』中華書局、一九八四年がすでに指摘するように、これには見えない。おそらく孫承澤の『春明夢餘録』または『天府広記』などの誤りであろう。

(18) 註(一) 前掲の王璞子論文や王劍英論文。因みに、第一次・第二次巡幸中の帝の滞在場所として、王璞子や王劍英および姜舜源「元明之際北京宮殿沿革考」『故宮博物院院刊』一九九三年四期では、太液池の東側であったとするのに対し、李燮平「燕王府所在地考析」『故宮博物院院刊』一九九九年一期は、太液池西側であったとしている。

(19) 『明太祖実録』卷一五、洪武十年十月、「是月改作大内宮殿成。闕門曰午門、翼以兩觀、中三門東西爲左右掖門。午門内曰奉天門、門之左右爲東西角門。内正殿曰奉天殿、上御之以受朝賀。殿之左右有門、左曰中左門、右曰中右門、兩廡之間、左曰文樓、右曰武樓。奉天殿之後曰華蓋殿、華蓋殿之後曰謹身殿、殿後則後宮之正門也。奉天門外兩廡之間、左曰左順門、右曰右順門、左順門之外爲東華門、内右殿曰文華殿、東宮視事之所也。右順門之外爲西華門、内右殿曰武英殿、上齋戒時所居也。」

(20) ここで、宣徳から正徳年間までの西苑について略述する。宣徳元年(一四二六)九月、漢王高煦は家族とともに、西安門内に新たに築かれた館に幽閉された(『明史紀事本末』卷二七、高煦之叛)。八年四月には、内閣大学士楊士奇ら十五名が西苑の巡遊を許された。宦官に案内されて西安門から入り、輿馬に乗り太液池に至り、その東側を巡り、新築の圓殿と改築された清暑殿に立ち寄っているが、西側南部には至っていない(楊士奇『東里統集』卷一五、「賜遊西苑詩序」)。土木の変後、いわゆる「北狩」から戻った英宗正統帝が幽閉されたのは、西宮ではなく南宮(現在の南池子)であった(『明英宗実録』卷一九五、景泰元年八月丙戌)。奪門の変後の天順元年(一四五七)一月には、景泰帝が帝位を廃されて郕王にもどり西宮に移されたことがある。しかしその月のうちに

亡くなっているから、そこに幽閉されたのは二十日ほどに過ぎない(高岱『鴻猷録』卷一〇、南内復辟)。

一方、復辟した天順帝は、西苑内に新たに凝和殿(太液池東側)・迎春殿(同西側)・太素殿(同西側西南)の三殿を新築した(『明英宗実録』卷三一九、天順四年九月丁丑)。これに先立ち天順三年四月、翰林官楊鼎らは、侍郎・僉都御史ら若干名と新築中の西苑に遊ぶことを許された。その記録によれば、西華門をへて西苑門より苑内に入り、太液池の東側の圓殿や万歳山、南台行殿と西側北部の牲口房の虎城や賽瀛洲のあたりを巡っているが、この時も西側南部にまで達していない(葉盛『水東日記』卷四〇、「楊鼎自述采遇數事」)。また同じ時期に李賢や韓雍も、それぞれ西苑に遊んでいる(李賢『古穰集』卷五、「賜遊西苑記」、韓雍『襄毅文集』卷九、「賜遊西苑記」)。また成化帝の廢后呉氏は、天順八年より正徳四年まで西宮に幽閉されたが、この間に西宮で紀氏が生んだ朱祐樞(のちの弘治帝)の養育を手伝っている(『明史』卷一三三、后妃列伝、憲宗廢后呉氏伝および孝穆紀太后伝)。正徳年間には、正徳帝が悪名高い豹房を整備して滞在するようになるが、これは牲口房の置かれていた太液池西側の北部である。

(21) ただし、現行の『万曆野獲編』三〇巻本は、清代康熙年間に錢枋が初編二〇巻本(万曆三十四年の序あり)と続編二二巻本(万曆四十七年小引あり)を三〇巻本に整理したものである。錢枋「野獲編分類小編 参照」

(22) なお、西苑の仁寿宮は、嘉靖年間に帝の皇祖母昭皇太后張氏(孝宗の皇后)の居所として利用されていた奉先殿東側の仁寿宮とは異なるので、注意を要する。奉先殿東側の仁寿宮は、嘉靖四年三月の火災で焼失したものの、再建工事がすぐに行われなかったのは、帝が生母蔣氏の清寧宮の工事を優先して、皇伯母張氏(孝宗の皇后)の居所を重視しなかったからであろう。仁寿宮と清寧宮が十五年に再建されると、それぞれ旧名の慈慶宮と慈寧宮に復した。『明世宗実録』卷四九、嘉靖四年三月壬辰、卷五四、四年八月戊子朔、卷八一、六年十月戊午、卷一三〇、十年九月乙丑の条。万曆『大明会典』卷一八一、工部一、营造一、内府。

(23) 『明世宗実録』卷二六七、嘉靖二十一年十月丁酉の条。卜鍵『嘉靖皇

帝伝』團結出版社、一九九五年、林延清『嘉靖皇帝大伝』遼寧教育出版社、一九九三年。

(24) 『明穆宗実録』卷五六五、嘉靖四十五年十二月庚子の条。

(25) 『明穆宗実録』卷三、隆慶元年正月戊寅の条。

(26) 李黙が西苑に遊んだ時期を、嘉靖十年と判断したのは、李黙は兵部尚書王憲と朝廷の公宴で口論し、嘉靖十一年五月に外任に調されたこと(『明世宗実録』卷一三八、嘉靖十一年五月戊申朔、また「西内前記」に「前詹事霍輅不議也」とあり、霍輅が「母喪」で位を去ったのが嘉靖十一年七月であること(同書卷一一二、嘉靖八年三月丁亥、卷一四三、嘉靖十一年十月甲申)、さらに、李黙に西内のたぐい稀な景勝について語った程文徳(字、舜敷)が翰林院編修の官にあったのは、嘉靖八年三月から十一年十月にかけての三年間であったこと(『国朝献徵録』卷一八、羅洪先「程君文徳墓誌銘」、『明世宗実録』卷九九、嘉靖八年三月乙丑)などによる。

(27) 西苑内の親蚕壇殿(先蚕壇)の設置については、小島毅「嘉靖の礼制改革について」『東洋文化研究所紀要』一〇七冊、一九九二年が詳しい。

(28) 前掲の李黙「西内前記」、「正南爲門者三、題曰、仁壽宮門。門外西南數十歩、築神祇壇、方可十歩。蓋倣周禮王社爲之、從新制也。直東爲帝社坊。凡駕臨亭、特駐此坊。東北爲無逸殿。殿南爲幽風亭、蓋望見焉。還訪繕部甘子公望于直廬。邀予輩復自宮故道而出、指謂予曰、此文皇帝潛邸也。啓珍羞宮、所藏上御書・亭殿題額、聳觀久之。趨至無逸、恭觀睿皇帝農家忙近體、上爲序述甚備。上又著幽風圖記、並揭亭中、遂歩出宮之東門、南行、西望黍菽盈疇。」

(29) 『明世宗実録』卷二二八、嘉靖十年七月乙亥、卷三二六、嘉靖二十六年八月庚辰の条。

(30) 『元史』卷一一五、裕宗伝。

(31) 註(一)前掲の王璞子論文七三頁。

(32) 「御」一字を臨御と解したのは、『明世宗実録』卷一三〇、嘉靖十年九月乙丑には、「西苑爲文祖臨御之地」とあるのに基づいている。

(33) 『明世宗実録』卷一一一、嘉靖九年三月辛丑の条に、「上復諭(張璠曰、我太祖高皇帝肇基受命、配天地允當。我太宗文皇帝繼靖内難、功

亦甚大。豈不可配天地。實我太祖爲立極創建之君耳。」とあるように、

嘉靖帝も永楽帝の功績を太祖洪武帝と同等と見ていた。その後も、永楽帝への尊崇は深まり、永楽帝の廟号を成祖と改めるのは、嘉靖十七年九月のことである。『明世宗実録』卷二一六、嘉靖十七年九月辛未朔の条。

(34) 最初の宮殿とあるが、註(18)でも触れたように、嚴密に言えば、永楽帝が北京巡幸当初に滞在したのは旧燕王府宮城のあつた元の大内宮城であり、西苑ではない。

(35) 『明史』卷三〇八、奸臣列伝、嚴嵩伝。

(36) 『明世宗実録』卷九九、嘉靖八年三月乙丑の条。『国朝献徵録』卷一八、羅洪先撰「吏部左侍郎兼翰林院学士掌詹事府事松溪程君文徳墓誌銘」。

(37) 『明世宗実録』卷一三三、嘉靖十年十二月辛卯の条。

(38) 附言すれば、乾隆五十三年刊の呉長元「宸垣識略」卷四、皇城二には、「萬壽宮者、文皇帝舊宮。」と指摘するとともに、西苑については、「西苑在西華門西。創自金而元明遞加增飾。金時祇爲離宮。元建大内於太液池左、隆福・興聖等宮於太液池右。明大内徙而之東、則元故宮盡爲西苑地。舊占皇城西偏之八、今祇十之三四、門榜曰西苑。」と述べ、金元以来の変遷を簡潔にまとめている。しかし、燕王府についての論及は見られず、例言に欽定『日下旧聞考』や朱氏『日下旧聞』に依拠して編輯したというにもかかわらず、西苑所在説に立っていない。

(39) 実録乃至その抄録も用いて編集したと推定される陳建の『皇明資治通紀』卷六、成祖文皇帝紀にも、永楽帝の西宮についての言及がない。

(40) 万曆「大明会典」皇帝敕諭(嘉靖八年四月初六日)、『万曆野獲編』卷一、列朝、「重修会典」。

(41) 『明世宗実録』卷二一六、嘉靖十七年九月辛未朔。萩原淳平「明朝の政治体制」『京都大学文学部紀要』一一、一九六七年。

(42) 牛建強「明代中後期建文朝史籍纂修考述」『史学史研究』一九九六年二期。

(43) 内藤虎次郎『支那史学史』一一 明代の史学、弘文堂、一九四九年、のちに『内藤湖南全集』第一一卷、筑摩書房、一九六九年に収録。李小林『万曆官修本正史研究』南開大学出版社、一九九九年。